

和歌山県立医科大学医学部ティーチング・アシスタント制度実施要綱

制定 平成21年3月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県立医科大学医学部（以下「医学部」という。）におけるティーチング・アシスタント制度の実施について事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ティーチング・アシスタント制度は、和歌山県立医科大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）に在学する学生（以下「大学院生」という。）のうち成績優秀な者を、教育的配慮のもと、教員の補助者（以下「ティーチング・アシスタント」という。）として従事させることによって、大学教育の充実を図るとともに、将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供することを主な目的とする。

(業務)

第3条 ティーチング・アシスタントの業務は医学部学生に対する教育的効果を高めるため、主に授業に係わる実験・実習等（以下「授業」という。）に関する教育補助業務とする。

(資格)

第4条 ティーチング・アシスタントは、医学研究科の教養及び基礎系の教室に在学する学生とする。ただし、教養教育科目に関するティーチング・アシスタントについては、他大学の大学院生も対象とする。

(従事期間等)

第5条 ティーチング・アシスタントの従事期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年以内とし、従事時間は、原則として年間150時間を限度とする。

(推薦書の提出)

第6条 大学院生の指導教授は、成績優秀な者をティーチング・アシスタントとして、ティーチング・アシスタント推薦書（別記様式1）により、医学研究科の長（以下「医学研究科長」という。）に推薦することができる。

(選考)

第7条 医学研究科長は、前条の規定により推薦のあった者のうちから適任者を選考し、和歌山県立医科大学大学院医学研究科委員会（以下「医学研究科委員会」という。）の議を経て決定する。

(委嘱)

- 第8条 医学研究科長は、前条の規定により選考し、決定した者をティーチング・アシスタントとして任用し、委嘱する。
- 2 医学研究科長は、前項の委嘱結果を大学院生の指導教授に通知するものとする。

(事前指導等)

- 第9条 大学院生の指導教授及び授業の担当教員は、ティーチング・アシスタントに対して、あらかじめ教育補助業務に関する指導を行わなければならない。
- 2 大学院生の指導教授及び授業の担当教員は、ティーチング・アシスタントによる教育補助業務を把握し、当該授業の安全管理に十分配慮しなければならない。

(実施報告書)

- 第10条 ティーチング・アシスタントは、授業に関する教育補助業務終了後、実施報告書(別記様式2)を作成しなければならない。
- 2 大学院生の指導教授はティーチング・アシスタントが作成した前項の実施報告書を確認したうえ、翌月の5日までに医学研究科長に報告しなければならない。

(報償費)

- 第11条 ティーチング・アシスタントには、予算の範囲内において報償費を支給する。報償費は実施月の翌月末までに支給する。

(実績報告)

- 第12条 医学研究科長は、年度の最初に開催する医学研究科委員会に前年度の実施状況を報告しなければならない。

(庶務)

- 第13条 ティーチング・アシスタント制度に関する庶務は、事務局学生課において行う。

(補足)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、ティーチング・アシスタント制度の実施について必要な事項は、医学研究科委員会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式1

ティーチング・アシスタント推薦書

平成 年 月 日

大学院医学研究科長 様

所 属 _____

指導教授 _____ 印

下記のとおりティーチング・アシスタントとして推薦しますのでよろしく申し上げます。

記

推 薦 学 生	氏 名		
	所 属	本学大学院	医学研究科 修士課程 ・ 博士課程 年次
		他 大 学 大 学 院	大学 科 課程 年次
	研 究 科 目		
	職 業 の 有 無		有 ・ 無
授 業 計 画	授 業 名 (実 習 等)		
	授 業 内 容		
	担 当 期 間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	担 当 時 間		年間 時間予定

※ 他大学大学院生については、在学する大学の所属長による同意書を添付すること。

